

石狩市民図書館喫茶コーナー等出店事業者募集に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 件 名 石狩市民図書館喫茶コーナー等出店事業者募集
- (2) 業務目的 図書館利用者に対して、利便性とサービスの向上を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容 喫茶コーナー及び自動販売機コーナーに係る管理運営の一切の業務とし、要求仕様は「石狩市民図書館喫茶コーナー等出店事業者募集仕様書」（別紙１）のとおりとする。
- (4) 業務期間 令和９年４月１日から令和10年３月31日までとする。
ただし、出店事業者からの退店希望又は施設管理上等の理由による退店要請の必要が生じるまで、継続的に許可を行うことが出来るものとする。
- (5) 営業日 石狩市民図書館の開館日とする。
- (6) 営業時間 午前10時00分から午後3時00分までとする。ただし、臨時に短縮・延長あるいは休業する場合は、教育委員会と協議すること。

2 実施形式

随意契約を行うための契約候補者となる事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

3 参加資格

本件のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 喫茶コーナー経営のノウハウを持ち、市民図書館の運営を理解し、協力できる法人及び個人とする。
- (2) 提出日において、国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税）・都道府県民税・石狩市税（法人の場合は法人市民税及び固定資産税、個人の場合は個人市民税、固定資産税及び国民健康保険税）に滞納がないこと。
- (3) 参加者又は参加表明をする法人の代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号（同令第167条の11第１項において準用する場合も含む。）に掲げる者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴

力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。) 及び暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

- (7) 石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成8年要領第2号）による指名停止の措置を石狩市から受けている若しくは今後受けることが明らかであるもの又は国及び他の地方公共団体において指名停止の措置を受けているものでないこと。
- (8) 自己の責任による災害、事故について迅速に対応が出来るとともに、相応の補償能力があること。
- (9) 石狩市民図書館喫茶コーナー等出店事業者募集仕様書の条件を満たしていること。

4 募集内容

(1) 募集方法

本件のプロポーザルの実施の概要について、石狩市民図書館ホームページにおける周知及び石狩市公告式条例（昭和35年条例第7号）に基づく公示を行う。

実施要領の配布については、ホームページからのダウンロードを可能にするほか、石狩市民図書館貸出カウンターで配布することとする。

(2) 本件のプロポーザルに対する参加表明方法

参加表明書（様式1）1部、企画提案書（様式2）1部及び次の添付書類一式を提出することにより参加表明を行う。ただし、令和7・8年度石狩市競争入札参加資格者登録名簿に登載のある者及び現在本業務を履行している者については、法人の場合は(ウ)から(キ)、個人の場合は(ウ)から(ク)の書類の提出を要しないこととする。

ア 法人の場合

(ア) 定款の写し

- (イ) 企業案内書（事業概要、組織、社歴等、営業実績等記載のもの）
- (ウ) 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から3か月以内のもの）
- (エ) 納税証明書（直近2年度分）（国税〔法人税、消費税及び地方消費税〕・都道府県民税・市区町村税〔法人市民税及び固定資産税〕）（提出日において発行日から3か月以内のもの）
- (オ) 印鑑証明書（提出日において発行日から3か月以内のもの）
- (カ) 貸借対照表及び損益計算書（提出日において直近2年度決算分）
- (キ) 誓約書（様式3）（暴力団員及び暴力団関係事業者でないことを表明するもの）

イ 個人の場合

- (ア) 個人活動履歴書（事業内容、営業実績等）
- (イ) 住民票（提出日において発行日から3か月以内のもの）
- (ウ) 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（提出日において発行日から3か月以内のもの）
- (エ) 商号登記していない個人にあつては、本籍地の市役所等が発行する身分証明書及び登記されていないことの証明書（提出日において発行日から3

か月以内のもの)

(オ) 納税証明書(直近2年度分)(国税〔法人税、消費税及び地方消費税〕・都道府県民税・市区町村税〔法人市民税及び固定資産税〕)(提出日において発行日から3か月以内のもの)

(カ) 印鑑証明書(提出日において発行日から3か月以内のもの)

(キ) 確定申告書の写し(直近2ヵ年分)

(ク) 誓約書(様式3)(暴力団員及び暴力団関係事業者でないことを表明するもの)

ウ 提出方法 持参または郵送すること。

エ 提出期限 令和8年11月29日(日)まで

オ 受付時間 提出期限までの休館日を除く午前10時00分から午後5時00分まで

カ 提出場所 石狩市民図書館(石狩市花川北7条1丁目26番地)

キ 参加辞退 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式任意)を提出すること。

ク 結果通知 担当課は、提出期限までに提出された参加表明書等について、参加資格要件の有無及び企画提案書の書類審査を行い、審査の結果を提出者に通知するものとする。

(3) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

ア 書類の提出から契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為があったと判明した場合

イ 審査の公平さに影響を与える行為があったと判明した場合

(4) 禁止事由

本市が提供する資料について、応募に関わる検討以外の目的に使用することを禁止する。

(5) 本件のプロポーザルに係る質問及び回答方法等

ア 質問内容 本プロポーザルに係る質問は、参加表明書及び企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

イ 受付期間 令和8年10月6日(火)午前10時から令和8年11月17日(火)午後5時まで

ウ 提出方法 質問書(様式4)を提出することとし、電子メールでのみ受付(tosyokann@city.ishikari.hokkaido.jp)

エ 回答方法 質問に対する回答は、本市から令和8年11月20日(金)に電子メールにて全ての参加表明者(辞退者を除く)に対して行う。
なお、質問書に対する回答は、回答の内容に応じて、本プロポーザルに係る資料の追加または資料の修正とみなす。

5 審査概要

(1) 審査委員会及びその委員の構成等

- ・ 本件のプロポーザルにおいて、契約締結の候補者となる事業者の選定を行うため「石狩市民図書館喫茶コーナー等出店事業者募集に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- ・ 審査委員会の委員は、市民図書館副館長及び市民図書館事業担当主査、並びに社会教育部長が指名するもので構成する。
- ・ 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。
- ・ 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- ・ 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 委員長は市民図書館副館長を、副委員長は市民図書館事業担当主査をもって、それぞれ充てる。
- ・ 審査委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。
- ・ 実施要領の確認
- ・ 企画提案書類の審査及びヒアリング審査
- ・ 契約締結の候補者となる事業者の選定順位の決定
- ・ 審査委員会の事務局は、石狩市民図書館に置くものとする。

(2) 審査方法

本件の審査は、参加資格要件の有無及び企画提案書の書類審査により決定する。選考基準項目については、選考基準書（別紙６）の通りとし、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。その時は別途通知する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和９年２月上旬までに、書面で通知する。

(4) 審査結果について

審査結果は、公正性、透明性、客観性を期するため、求めがあれば原則公表する。ただし、審査結果の疑義については、一切認めないこととする。

6 その他

(1) 本件のプロポーザルの実施スケジュール

ア 参加表明書等の受付期間	令和８年10月６日（火）午前10時から 令和８年11月29日（日）午後５時まで
イ 審査日程	令和８年12月上旬
ウ 審査結果の通知	令和８年12月下旬
エ 契約締結及び運用開始	令和９年４月１日（木）

(2) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(3) 使用言語及び通貨

本件のプロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 参加表明書及び企画提案書等の提出にあたっての留意事項

- ・ 提出された参加表明書及び企画提案書等は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更等を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに、改めて

内容の追加、変更等を行った書類を提出すること。

- ・提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書等の追加、変更等はできないものとする。

- ・理由を問わず、参加表明書及び企画提案書等の提出期限後の提出は一切受け付けない。

(5) 無効となる参加表明書又は企画提案書等

提出された参加表明書又は企画提案書等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とし、提出者は本件のプロポーザルへの参加資格を失う。

- ・提出方法、提出先、提出期限等がその他の定めに適合しないもの
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの

(6) 参加表明書及び企画提案書等の取扱い

- ・提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。
- ・提出された参加表明書及び提案書等は、提出者に無断での利用はしない。ただし、本件のプロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、参加表明書及び提案書等の複製、保存等を行う。

(7) 本市からの疑義照会及び追加資料

提出期限までに企画提案書等の提出をした者に対して、本市から企画提案書等の内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。

(8) 契約手続等

選定した出店事業者との契約手続及び契約書は、石狩市契約規則（平成8年石狩市規則第11号）の定めるところによるものとする。なお、契約締結後において出店事業者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、本市が契約を解除できるものとする。

8 添付資料

- (1) 石狩市民図書館喫茶コーナー等出店事業者募集仕様書（別紙1）
- (2) 石狩市民図書館喫茶コーナー及び自動販売機設置コーナー図面（別紙1-1）
- (3) 喫茶コーナーカウンター図面（別紙1-2）
- (4) 参考：令和8年度行政財産使用料等積算根拠（別紙1-3）
- (5) 参考：令和7年度電気・上下水道・冷暖房使用料実績（別紙1-4）
- (6) 選考基準書（別紙2）
- (7) 参加表明書（様式1）
- (8) 企画提案書（様式2）
- (9) 誓約書（様式3）
- (10) 質問票（様式4）